

平成 28 年 4 月 20 日

## 教育委員会の所掌事務の見直しについて

### これまでの経過

- 平成 19 年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成 20 年度から文化・スポーツに関する事務を市長部局で担当できることとなった。
- 平成 25 年度、本市においても、教育委員会が所管する「生涯学習」及び「生涯スポーツ」の事務のうち、教育委員会と首長部局のそれぞれ執行すべき事務を分類整理し、適切に執行できる組織を目指して検証が行われた。
- 平成 25 年の時点では、国において教育委員会制度改革が審議中であり、本市における組織の改編についても、国の進める改革に一定の結論が出た後で、改めて議論することとされた。
- 平成 27 年度から新たな教育委員会制度が始まり、改めて教育委員会の所掌事務について検証し、適切な組織づくりを目指すこととしたい。

### 見直しのポイント

文化・スポーツについては、観光・経済と一体的に地域振興施策として推進することで、より効率的な運営が可能となる。

- 2019 年ラグビーワールドカップ日本大会、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた事前キャンプの誘致など、スポーツと観光を融合して地域活性化につなげるスポーツツーリズムの推進には、スポーツ団体や観光団体のみならず、地域経済にかかわる様々な組織と連携した取り組みが必要である。
- 国際文化会館や文化芸術センターを活用して文化芸術の振興を図るうえでは、市川海老蔵プロジェクトなどの観光施策と連動した組織横断的な取り組みを今後一層推進していくことが重要である。

**参考：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める職務権限**

- 教育委員会の職務権限（法第 21 条）
  - ① 学校教育に関する事
  - ② 社会教育に関する事
  - ③ 文化財の保護に関する事
- 長の職務権限(法第 22 条)
  - ① 大学に関する事
  - ② 認定こども園に関する事
  - ③ 私立学校に関する事
  - ④ 教育財産の取得・処分
  - ⑤ 教育委員会所掌事項に関する契約の締結
  - ⑥ 教育委員会所掌事項に関する予算の執行
- 原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば長に移管できる職務（法第 23 条）
  - ① スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く)
  - ② 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く）